

申入書(その2)

2009年9月17日

千葉地方裁判所民事第5部 御中

三里塚芝山連合空港反対同盟
代表者 事務局長 北原鉦治

仲戸川隆人裁判長は、6月25日の現闘本部裁判の法廷で、突如、実質審理のうち切りを一方向的に通告した。反対同盟は7月21日に、この不当決定に抗議し以下2点の実施を申し入れた。

1. 石橋恵美子、法理哲二証人の再喚問と直接対面による証人尋問
2. 木造建物の存在と建物構造を確認する実地検証

この申し入れから2ヶ月が経過しようとしているが、仲戸川裁判長からは何の返答もない。反対同盟は、この不誠実な対応に対して重ねて抗議し、権利の立証において絶対に不可欠な上記の手続きを実施するよう強く申し入れる。

上記の手続きを不可欠とする理由は以下のとおりである。

第1に、石橋恵美子氏は地代授受の当事者にして最重要の証人であるが、同証人が提出した「陳述書」には「金銭を受け取ることは一度もなかった」などと、およそ本人のものとは思えない、虚偽の事実や歪曲された内容が随所に記述されている。

犯罪被害者でもない同証人に対するビデオリンクによる尋問は、陳述書に書かれた虚偽の記述を押し通すための「証人隠し」であると断ぜざるを得ない。公正な裁判を行うためには、石橋証人ならびに法理哲二証人に対する直接対面による反対尋問が絶対に不可欠である。

第2に、木造建物の存在と建物構造については、双方の主張が真っ向から対立している。最大争点をめぐる物的証拠について双方の主張が180度異なっているがゆえに、双方から検証の申し立てが出された。この請求を仲戸川裁判長がことさらに拒否するのは何故か。

しかも建物構造の立証のために反対同盟が申請した2名の証人は不当に却下されたのであり、その立証のためには検証が絶対に必要である。

第3に、上記の木造建物の重要証拠の検証を頑なに拒否する訴訟指揮に、反対同盟は重大な懸念を抱かざるを得ない。原告・成田空港会社の訴状は、建物収去（破壊）の請求に仮執行の請求を付している。不当な訴訟指揮と判決のあげく証拠物件を破壊し闇に葬れば、控訴審における反対同盟の立証活動は封殺される。正当な判定を阻害する暴挙は絶対に許されない。

証拠物の破壊を断じて認めない。反対同盟は実地検証を絶対に不可欠なものとして強く要求する。

第4に、この2点の請求内容は、ここ2年間にわたる、仲戸川裁判長のきわめて強権的かつ不当な訴訟指揮の結果によるものである。その経過については、7月21日に提出した申し入れ書に詳述した。暴走と迷走とを繰り返したあげく、裁判長は被告不在の法廷で強行した証人却下の非を事実上全面的に認めたが、核心部分の立証活動の権利は、上記のとおり回復されていない。

三里塚現地において原告・空港会社は、地元住民の声を押し切って暫定滑走路の違法な工事を強行し、7月30日には重大事故を誘発する構造上の欠陥をもつ誘導路の供用開始を強行した。10月22日には、これも構造的欠陥をかかえる北延伸の供用を強行しようと無謀な工事を続けている。

そのうえ、欠陥誘導路を取り繕うために「第3の誘導路」建設計画を打ちだした。これは別件訴訟（地民2部、3部）の市東孝雄さんの家屋と畑を空港内に囲い込み、生活環境を破壊して追い出そうとするじつに非道な国家犯罪である。

この国交省と空港会社の暴挙と連動して、司法権力としての裁判所が偏った訴訟指揮を執り行うことは到底認められるものではない。反対同盟は石橋恵美子、法理哲二証人の再喚問と直接対面による証人尋問、木造建物確認のための実地検証を強く要求する。

以上、申し入れ、誠意ある回答を求めるものである。